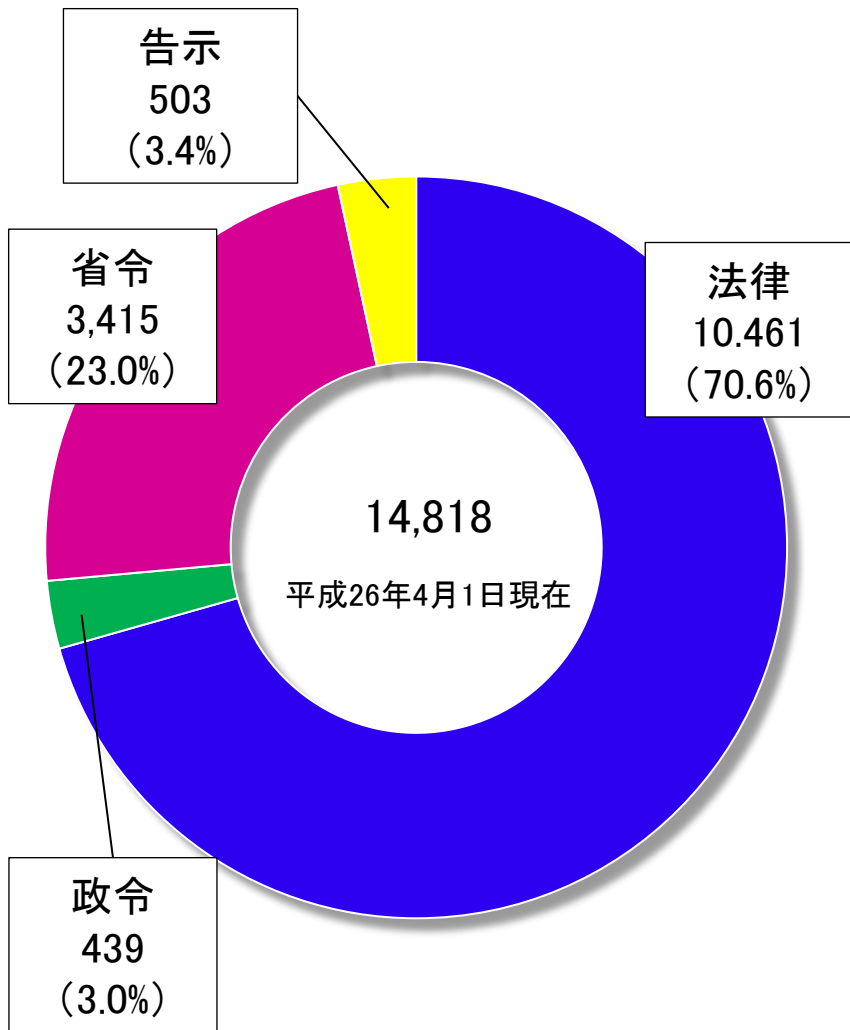


根拠条項等数の内訳

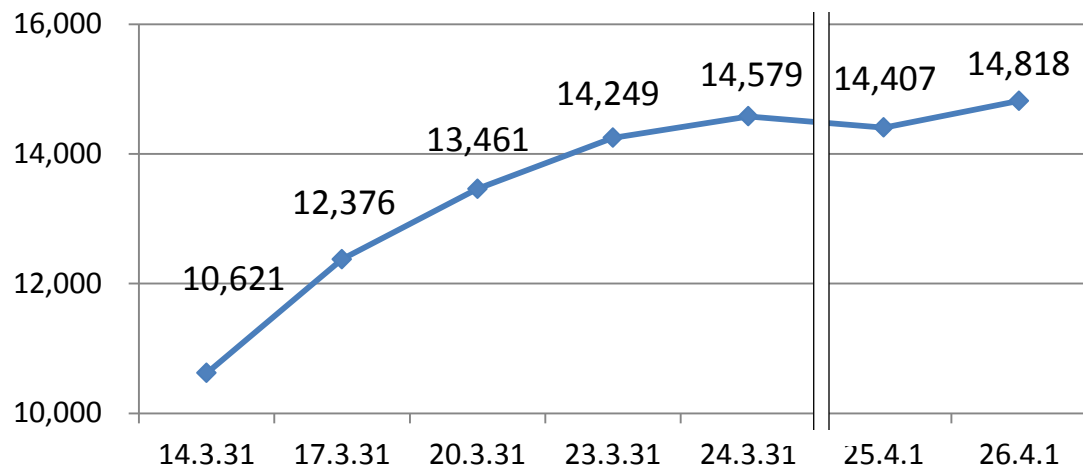
根拠法令別の根拠条項等数



許認可等が規定されている法令の数

法律	政令	省令	告示	合計
520	116	543	101	1,280

根拠条項等数の推移



(注) 複数の府省等が関係する許認可等について、平成24年3月31日時点までは、許認可等の処分権者ごとに数えており、25年4月1日時点以降は、許認可等の根拠法令を所管する府省等ごとに数えている。

許認可等の根拠条項等数の増加の例

- 薬事法等の一部を改正する法律(平成25年法律第84号)による「医療機器等の製造販売業の許可」、「再生医療等製品の製造販売業の許可」等 126

主な内容

従来、薬事法の規定では、「医療機器」、「再生医療等製品」を「医薬品等」と区別せず、製造販売業の許可等の許認可等を同じ条文中に定めていたが、「医療機器」、「再生医療等製品」の特性を踏まえつつ、これらをそれぞれ別の条文中で許認可等を規定するよう改める。

(改正により、薬事法は「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改題)

- 金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成25年法律第45号)における預金保険法の改正による「金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理に係る認定」等 86

主な内容

市場型金融危機への対応のため、金融システム上重要な金融機関等について、資産及び負債の秩序ある処理に関する措置の必要性を認定し、当該金融機関等に対し資本の増強等必要な措置を行う。

- 原子力規制委員会設置法(平成24年法律第47号)の制定に伴う原子炉等規制法の改正による「発電用原子炉の設置許可」等 53

主な内容

従来、原子炉等規制法の規定では、「試験研究用等原子炉」と「発電用原子炉」を区別せず、設置許可等の許認可等を同じ条文中に定めていたが、両者を区別し、「発電用原子炉」については、一層の安全対策を求める。

○ 規制改革実施計画（抄）（平成26年6月24日閣議決定）

Ⅲ 規制所管府省の主体的な規制改革への取組等

2 規制所管府省による主体的・積極的な規制改革の推進

(2) 規制シートの整備状況の進捗管理

規制シートの作成については、持続的な取組となるよう、規制シート作成に係る負担も勘案し、段階的に対応する。

当面、①見直し時期が到来する規制、②規制改革ホットラインに寄せられた提案事項に対する規制所管府省の回答のうち規制改革会議において再検討が必要と判断した規制、③規制改革会議における審議事項に関連する規制について、優先的に作成する。

また、規制シートの作成状況については、シートに含まれる「許認可等」に関しては「許認可等台帳」を活用することとし、シートに含まれる「許認可等」以外の規制に関しては、その網羅的な把握手法等を引き続き検討する。

○ 次回からの許認可等現況表の様式(規制シート作成状況の追加のイメージ)

番号	所管府省等名	所管局等名	所管部課名	事項名	根拠法令等	(中略)	許認可等の有効期間	用語区分	追加項目	
									規制シートの番号	規制シートの公表年月日
00999	〇〇省	行政●●局	▲▲課	〇〇〇〇〇の認定	□□□□□□□法			認定		
01000	〇〇省	行政●●局	▲▲課	〇〇〇〇〇の変更の認定	□□□□□□□法			認定		
01001	〇〇省	△△政策局	◎◎課	×××××の許可	■ ■法		5年	許可	XXXXXXXX	平成X年X月XX日
01002	〇〇省	△△政策局	◎◎課	×××××の届出	■ ■法			届出		
01003	〇〇省	△△政策局	◎◎課	×××の承認	■ ■法			承認		
01004	〇〇省	△△政策局	◎◎課	×××の変更の承認	■ ■法			承認		
01005	〇〇省	△△政策局	◎◎課	××××の認可	■ ■法			認可		